

板倉区地域協議会の運営等について（案）

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	今期(案)
会議の招集請求に必要な委員数 ※条例第8条第1項第2号	<u>4人</u>	同左
会議録の確認者 ※上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則第5条第2項	<u>会長、副会長を除く</u> <u>座席順による輪番 1人</u>	同左
議長（会長）はあらかじめ投票権を持つか否か ※条例第8条第3項	<ul style="list-style-type: none"> ・投票権を持つ…議長含め全委員が投票し、可否同数のときは議長が2票目を入れる。 ・投票権を持たない…議長を除いて投票し、可否同数のときは議長が決める。 会長は任期中、意思表示ができない。	議長（会長）は投票権を持つ
委員が会議の議題を提出する場合の方法 ※条例第8条第4項	<u>「協議事項の提出表」を会議開催日までに会長に提出する</u>	同左
地域協議会だよりの編集方法 ※条例第8条第4項	【編集委員】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>会長、副会長を除く委員とし、編集委員長は互選</u> ・<u>任期1年、4人</u> ・<u>座席順1番から順に4人ずつ</u> 【発行回数・時期】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>年3回</u>（6～7月、10～11月、2～3月） 【編集方法など】 <ul style="list-style-type: none"> ・<u>編集会議を開催して内容審議</u> 	同左
会議の開催日時、会場 ※条例第8条第4項	【開催日】 <u>平日夜間</u> 【開催時間】 <u>概ね午後6時</u> 【会場】 <u>板倉コミュニティプラザ</u>	開催日を定例化（例：毎月第4火曜日）

審議事項 (※は根拠例規)	これまでの状況	今期(案)
<p>書面による審議 ※条例第8条第4項</p>	<p>【実施の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の生命の危険又は健康を害する恐れがあり、会議を招集できない場合又は招集することが適当ではない場合。 ・前項の場合により、当該案件について会議を招集し、審議するいとまがない場合。 ・その他、前2項に類するとして会長が認める場合 <p>-----</p> <p>【実施の判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、副会長の協議の上で判断し、会長が決定する。 <p>-----</p> <p>【表決方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員の過半数の意思表示をもって会議の議決があつたものとみなす。可否同数のときは、会長の決するところによる。 ・附帯意見がある場合は、全委員が意見集約の結果及び答申案の確認において、要否を表明する。 	<p>同左</p>

<参考：関連例規>

○上越市地域自治区の設置に関する条例（抄）

（地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法）

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

(1) 会長が必要と認める場合

(2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があつた場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。

○上越市審議会等の会議の公開に関する条例施行規則（抄）

（会議録）

第5条 略

2 前項に規定する会議録の内容は、審議会等が指定した者の確認を得るものとする。

自主的審議事項の引継ぎについて

自主的審議テーマ	検討課題	主な審議状況及び現状	引継事項
板倉区の各種団体が連携した地域活性化について (審議開始日 R3. 12. 21)	板倉区が特色ある地域活性化を進める上で、各種団体がどう連携したらよいか検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域振興部会でテーマを設定し、審議を行ってきた。 ・板倉まちづくり振興会役員と意見交換 (R3. 12. 20) ・いたくら夢創會と意見交換 (R4. 5. 9) ・R5. 1. 31 部会を開催し、課題整理を行う。 (現状) ・R6. 4～一般財団法人ゑしんの里が解散し、事業を NPO 法人板倉まちづくり振興会が承継することになった。(光ヶ原ファン倶楽部の事務局も担う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・審議継続とする。 ・NPO 法人板倉まちづくり振興会が、今後ますます板倉区の観光振興、地域活性化に大きな役割が期待されるため、地域協議会としても車の両輪として連携していく。
廃校した小学校の維持管理と利活用について (審議開始日 R4 . 8. 8)	令和 3 年 3 月に閉校した旧山部小学校と旧宮嶋小学校及び旧筒方小学校と旧寺野小学校についての維持管理の在り方や利活用について審議する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会でテーマを設定し、審議を行ってきた。 ・旧筒方小学校漏水修繕に関する意見書提出 (R4. 12. 2) ・区内の 4 つの旧小学校を現地視察 (R5. 9. 21) ・廃校の利活用に関する意見書提出 (R5. 12. 22) (現状) ・R6 年度～旧山部小学校と旧筒方小学校において、地域団体によるクライミングや地域活性化の取り組み予定 	<ul style="list-style-type: none"> ・意見書について回答を得たため、審議終了とする。 ・R6 年度から旧山部小学校と旧筒方小学校において、地域団体による新たな利活用の取り組みについて、理解し協力していく。 ・その他の旧小学校についても、地域の意見を聞きながら地域協議会として課題解決に取り組めないか模索していく。
板倉区の未来を拓く観光について (審議開始日 R4. 8. 8)	板倉区が特色ある地域活性化をすすめる上で、各種団体がどう連携したらよいか検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会でテーマを設定し、審議を行ってきた。 ・「板倉区の観光について」意見を整理し、6 地区連絡協議会との意見交換会で発表した。(R5. 6～7) ・光ヶ原高原ヒルクライムを実現するために検討会を立ち上げ試走会を行い、上越自転車まっりの地域独自の予算事業提案に結び付けた。 (現状) ・R6. 4～一般財団法人ゑしんの里が解散し、事業を NPO 法人板倉まちづくり振興会が承継することになった。(光ヶ原ファン倶楽部の事務局も担う) 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域独自の予算事業に提案したため、審議終了とする。 ・NPO 法人板倉まちづくり振興会が、今後ますます板倉区の観光振興、地域活性化に大きな役割が期待されるため、地域協議会としても車の両輪として連携していく。

令和6年度 板倉区における主な事業

R6当初予算(単位:千円)

事業名・事業内容		所管課	事業費
1 地域独自の予算事業			
総務・地振	地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図るため、各種団体や総合事務所が地域の実情に合った取組を行う。 ・板倉区 6事業	地域政策課	10,537
2 板倉区地域振興事業			
総務・地振	市民活動団体等が実施する地域振興に資する事業に対し支援を行い、個性をいかした地域の活性化を図る。 ・板倉ふれあいまつり補助金 1,498千円 ・宮古島市交流事業補助金 854千円(地域間交流:337千円、児童交流:517千円) ・宮古島市交流事業(夏季)参加旅費 217千円(職員) ・東京板倉会交流事業旅費 22千円	地域政策課	2,591
3 地域集落支援事業			
総務・地振	「中山間地域の暮らしは、地域の支え合いで守る」ため、高齢化や人口減少、後継者・担い手不足により共同活動等の維持が困難となっている集落に対して、コミュニティ機能の強化を図り、住民同士や集落出身者等を活用した支え合いや自主的・自発的な地域づくり活動が継続的に行われるよう支援を行う。 ・集落づくり推進員 10人 205集落 41,822千円(板倉区1人 23集落) ・地域おこし協力隊 13人 10地区 64,940千円(板倉区2人 寺野地区、筒方地区)	地域政策課	—
4 地域協議会費			
総務・地振	地域協議会の活動を通じて地域の課題に対してより良い解決策を導き出すとともに、地域住民の意見を市政に反映し、市民主体のまちづくりを推進する。 ・地域協議会の開催 267千円 ・地域協議会委員研修の実施 104千円 ・地域協議会だよりの発行 80千円	地域政策課	451
5 中山間地域等活性化対策事業(中山間地域等直接支払交付金)			
産業	農業生産条件が不利な状況にある中山間地域において、農業生産の維持を図りつつ多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払交付金を活用し農地保全と担い手育成を推進することにより、中山間地域農業の振興を図る。また、集落を超えて連携し、地域の課題に取り組む地域マネジメント組織の活動を支援することにより、元気な農業・農村づくりを進める。 ・中山間地域直接支払第5期対策の5年目 ・板倉区協定組織:広域協定1組織(13支部)、個別協定1組織((有)徳海農耕) ・板倉区協定面積:199.4ha	農政課	56,806
6 多面的機能支払交付金事業			
産業	地域共同による農地・農業用水等の資源の保全管理と農村環境の保全向上の取組を支援するとともに、農業用施設の補修・更新等による長寿命化の活動を支援する。 ・板倉区対象面積:785.4ha 21組織(農地維持)	農林水産整備課	62,430
7 ため池等整備事業(土地改良施設豪雨対策)針地区			
産業	自然的、社会的要因で生じた排水施設等の機能低下の回復や、災害の未然防止を図るための湛水防除による防災・減災対策を実施し、総合的な地域排水機能の強化を図る。 ・板倉区針地区:調整池工3箇所 排水路嵩上げ工 L=675m	農林水産整備課	2,600
8 市営分収林整備、作業路開設			
産業	良質な地域産材の生産や温暖化防止、国土保全など、森林の持つ多面的機能の維持向上を図るため、除間伐等を実施し、適切な保育管理を推進する。 市営分収林において、森林の健全性を確保するため、間伐を実施する。 ・別所団地(板倉区)利用間伐:5.0ha、作業路開設:485m	農林水産整備課	11,352

令和6年度 板倉区における主な事業

R6当初予算（単位：千円）

事業名・事業内容		所管課	事業費
9 観光施設等整備事業			
産業	<p>板倉区の自然・史跡を活かした観光施設と関田山脈を縦断する信越トレイルなどを快適に利用できるよう維持管理を行い、安らぎと憩いの場を提供し市内外からの誘客促進を図る。</p> <p>また、光ヶ原高原に広がるブナ林や自然景観を活かすため、光ヶ原高原ファンクラブ等の関係団体と連携し施設管理や情報発信を実施し、来場者の増加を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・板倉区観光施設等整備事業 2,389千円 ・光ヶ原高原観光総合施設管理経費 3,164千円 ・地域独自予算 3,075千円（ベース・キャンプin光ヶ原高原事業補助金） 	観光振興課 (施設係)	8,628
10 観光施設等管理事業			
産業	<p>快適に観光施設を利用できるよう、指定管理者制度により施設を管理・運営するとともに、施設の安全を確保するため、建築物の定期検査や修繕等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理委託（板倉保養センター14,630、あしんの里記念館15,797） ・修繕費（板倉保養センター12,147、あしんの里記念館534） 	観光振興課 (施設係)	46,387
11 観光振興対策事業			
産業	<p>板倉区の観光資源のPR活動や観光施設の利用促進活動を実施する特定非営利活動法人板倉まちづくり振興会へ補助金を交付し、活動を支援する。</p>	観光振興課 (観光振興係)	400
12 交通安全対策事業(R5国補正)			
建設	<p>学校関係者等と関係機関と実施した通学路の合同点検に基づき、改善工事を実施し、歩行者の安全確保を図る。</p> <p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道小石原線 小石原地内 防護柵設置 L=28m 工事費 1,298千円 ・市道戸狩五反田線 戸狩地内 防護柵設置 L=26m 工事費 869千円 ・市道長塚・稲増線 グリーンライン設置 L=490m 工事費 739千円 ・市道田井線 グリーンライン設置 L=300m 工事費 469千円 ・市道針・東町線 側溝改良 L=43m 工事費 2,871千円 	道路課	6,246
13 道路維持費			
建設	<p>道路舗装修繕計画に基づき、舗装修繕工事を行う。</p> <p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道下関田・別所線 筒方地内 舗装修繕 L=400m W=4.0m～9.0m 工事費 12,386千円 	道路課	12,386

令和6年度 板倉区における主な事業

R6当初予算(単位:千円)

事業名・事業内容		所管課	事業費
14 橋梁維持費(R5国補正含む)			
建設	<p>橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の損傷個所の適切な修繕を行い、施設の長寿命化を図る。</p> <p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別所川橋(戸狩松ノ木線) 戸狩地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 20,493千円 ・別所川橋(上福田新田線) 上福田新田地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 92,862千円 ・平成橋(上中島新田南中島線) 下田屋地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 50,182千円 ・大熊川橋(関根南中島線) 横町地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 63,063千円 ・無名橋446(田井上川原線) 田井地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 1,298千円 ・無名橋462(田屋北沖上沢田線) 田屋地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 1,485千円 ・無名橋463(田屋東沖宮島線) 田屋地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 1,298千円 ・無名橋453(下長嶺南方線) 戸狩地内 橋梁修繕 N=1式 工事費 1,155千円 <p>委託概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別所川橋(上筒方線) 筒方地内 補修設計 N=1式 委託費 4,114千円 	道路課 (道路課発注)	235,950
15 緊急自然災害防止対策事業(道路)			
建設	<p>道路側溝改良などを実施し、災害の発生予防や被害の拡大防止を図る。</p> <p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道孤立機織線 山部地内 側溝改良 L=7m 工事費 1,078千円 ・市道工業団地北部2号線 稲増地内 水路改良 L=114m 工事費 4,554千円 	道路課	5,632
16 緊急自然災害防止対策事業(河川)			
建設	<p>河川の護岸防止対策などを実施し、災害の発生予防を図る。</p> <p>工事概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロンデ川 久々野地内 水路工 L=24m 工事費 2,244千円 ・濁川 関田地内 護岸工 L=8.8m 工事費 4,194千円 	河川海岸砂防課	6,438
17 板倉区スクールバス等運行事業			
教文	<p>児童生徒の通学支援のためスクールバスを運行し、遠距離通学する児童生徒の負担解消と安全確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・針小学校、宮嶋小学校、山部小学校の統合により、遠距離通学となる児童の登下校のためスクールバス運行 ・第2次総合公共交通計画に基づく路線バスの市営化により、一般市民及び板倉中学校に通う遠距離通学児童の登下校手段の確保のため、一般混乗型スクールバスとしての運行 ・板倉小学校、豊原小学校、板倉中学校の校外学習等への有効活用運行 ・所有バスは、45人乗り(いすゞガーラミオ)2台 ・運行業務は、定期運行、デマンド運行(予約制運行)、臨時運行とし、業者委託により実施 ・スクールバス運行に係る委託料 21,758 	学校教育課	26,809
18 えちご・くびき野100kmマラソン事業			
教文	<p>地域の一体感の醸成と活性化につなげるため、隔年でえちご・くびき野100kmマラソンを開催する。第15回となる本年度の大会は、「地域の負担」「ボランティアの確保」「地域への還元」に対応しつつ、ランナーや地域の満足感を高め、地域振興、交流人口の拡大に寄与する大会を目指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・えちご・くびき野100kmマラソン交付金10,738のうち板倉区 824 	スポーツ推進課	824
19 宮古島市城辺交流事業(児童交流)			
教文	<p>板倉区稲増出身の中村十作氏が宮古島の人頭税廃止に尽力されたことを縁として、児童による夏・冬相互の宿泊交流を通じて両地域を結ぶ歴史を学び、風俗や文化の違いなどを体験し、両地域の一層の友好親善を深めるとともに、広い視野と郷土を愛する心を持った児童を育てる。</p> <p>またこの交流は、人権教育の一環として、人々が平等であること、お互いに尊重し合うこと、そして人々が自分たちの権利を守ることができる社会を築くことにも貢献する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市交流事業補助金(児童交流) 517 	地域政策課	517